



Auktorisoidun kääntäjän tutkinto 14.11.2015

Kielet ja käännösuunta
japanista suomeen

Aihepiiri (aukt2)
laki ja hallinto

Käännöstehtävä
Laadi liiteasiakirjasta laillisesti pätevä käännös

1. Käännettävä teksti

Ohjeistus, jonka aiheena on, miten japanilaisessa oikeusistuimessa voi sovittaa aviopuolisoiden välejä ja mitä sovittelun piiriin kuuluu

Lähde: http://www.courts.go.jp/osaka/vcms_lf/07_25_1_s41.pdf

2. Käännöksen käyttötarkoitus

Käännetään suomalaisen asianosaisen asianajajaa varten.

*Huom! Käännökseen ei saa kirjoittaa vakuuslauseketta eikä nimeä!
Vakuuslausekkeen tai nimen kirjoittaminen käännökseen johtaa
tutkintosuorituksen hylkäämiseen.*

Käännettävän tekstin pituus 976 merkkiä (translitteroituna latinalaisiksi aakkosiksi 2023 merkkiä).

夫婦関係調整調停事件について

(一)

1 はじめに

いろいろな事情があって、夫婦間がうまくいかないで、夫婦円満を目的に話し合いたいとか、あるいは、離婚の話し合いをしたいなどといった場合に、夫婦関係(円満調整・離婚)事件として調停の申立てをして、家庭裁判所で話し合いをすることができます。離婚調停では離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子どもの面会交流をどうするか、養育費をどうするかを話し合うことになります。また、離婚に際しての財産分与や年金分割等についてどうするかといった財産等の問題についても、一緒に話し合うことができます。

2 夫婦関係調整調停事件の進め方

調停は、裁判官又は家事調停官及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名(男女各1名)が調停委員会を構成して手続を進めますが、期日では家事調停委員2名が、夫婦双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話し合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。

(一)

4 夫婦関係調整調停事件が成立した場合、その後の手続

裁判所書記官により、合意内容が記載された調停調書が作成されます。離婚に合意された場合、申立人は、調停調書の謄本(又は省略謄本)の交付を受けて、これを添付して、市区町村役場に離婚の届出をすることになります。この届出は、調停成立後10日以内にしなければなりません。また、本籍地以外で届出をされる場合、戸籍謄本の添付が必要になる場合があります。

5 調停で話し合いがまとまらなかった場合

当事者が調停に出席しない場合や話し合いがいつまでも平行線をたどり合意ができない場合は、調停を不成立として終了することになります。

(一)

7 分からないことがあった場合

手続面については、担当書記官がお答えしますが、弁護士をつけた方がよいかどうか、どういう主張をしたらよいかなど、一方の有利不利に関わる問い合わせや法律相談、また、財産分与、養育費、慰謝料等がどのくらいもらえるかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできませんので、弁護士等にご相談ください。

(一)